

太陽花（ひまわり）が訴えているもの

—台湾の学生運動が台・中経済関係に与える影響—

施 學 昌

東アジア経済・産業研究班主幹
関西大学総合情報学部教授

はじめに

2014年3月17日に台湾の立法院（日本の国会に相当）内政委員会において、馬英九政権が提出した台湾・中国間の「サービス貿易協定」案は極度の混乱状態のなかで、わずか30秒の審議で可決した。この乱暴きわまりない審議過程とその結果に抗議するために、立法院敷地外で座り込みストライキをおこなっている学生たちは、翌日18日の夜9時頃、警察の警備網を突破し、立法院内に侵入して議場を占拠した。

3月18日に前代未聞の学生による「国会占拠」事件がそうした背景の下、開幕し、4月10日の退去までの約3週間の「太陽花学生運動」は台湾全国を揺るがし、政府を震撼させた。政府に対して、2013年6月に台湾と中国双方の窓口機関代表によって署名・締結された「サービス貿易協定」の撤回を強く求める学生らの今回の運動は、中国国民党政権の今後の対中政策や台湾・中国間の経済関係に重大な影響を与えようと考えられる。

本稿は、「太陽花学生運動」の発生背景である馬英九政権が2008年5月に成立以来の台・中経済関係の変化をまず検討し、次に、その期間における学生側の主張と政府の対応を明らかにする。最後にひまわり学生運動の持つ意義を考える。

I 背景：経済における対中依存度の拡大

1 台・中間の投資動向

1-1 台湾による対中国投資

文化大革命終結後、「疲弊した状況から迅速な復興」という難題を抱える中国政府は「改革・開放」政策を打ち出す一方、国内景気の向上によるコスト高に悩む台湾の企業に対して「秋波を送る」優遇策を中央政府や各地方政府は競い合うように矢継ぎ早に打ち出す。

中国側の台湾企業に対する活発な誘致に対して、台湾政府は国家安全の考慮や中台間の経済

貿易の統合、中国による「以商困政」、「以民逼官」方術などを警戒して¹⁾、一貫して対中直接投資や貿易を認めないため、台湾企業は初期、主として第三国、特に当時にまた英国の植民地である香港を中継地に中台間の間接投資・貿易を展開する。しかし、1988年1月に蔣経国総統の任期中での死去に伴いその後任の李登輝総統は基本的に漸次開放方針をとり、対中貿易が行われたという²⁾。

1990年10月に台湾政府は、ようやく第三国経由の対中直接投資と貿易を正式に開放した。それ以降、「実態不明」ととらえられていた第三国を迂回した対中投資を除き、1991年から2013年までの台湾企業が申請し、台湾政府が許可した対中直接投資は、高い金額で推移する一方、2002年以降、その金額は、世界全体（中国を除く）への投資金額を上回っており（図1）、対中国／対世界（中国を除く）投資比をみると、対中投資とその依存度が極めて顕著になっている（図2）。この10数年間、2008年に発生したリーマンショックの影響で一時的に投資は減少したが、この傾向はほぼ定着し、中国が台湾の最大対外投資先となっている。

1991年以降の許可ベースの投資金額と件数の推移では、1990年代では、李登輝総統の「戒急用忍、行穩致遠」（急がず忍耐をもって、穏やかに前へ進む）対中経済方針の発表により、經濟部は、この方針に沿い、投資金額、特定の産業への投資禁止などを内容とする許認可・審査基準を作成した³⁾。許可件数は多かったが、一件当たりの金額はほぼ横這い状態であった。2004年に入り、件数が減少傾向をたどるが、投資金額は高い水準まで成長している。そのため、投資の一件当たりの金額は、約1000～2000万米ドル台と巨額になっている（図3）。

2000年に誕生した民進党・陳水扁政権は翌年の11月に「積極開放、有効管理」⁴⁾という規制緩和方針を打ち出した。その結果、図3にもみられるように2002年以降の対中国投資金額と件数は次第に増大方向に進むようになった。

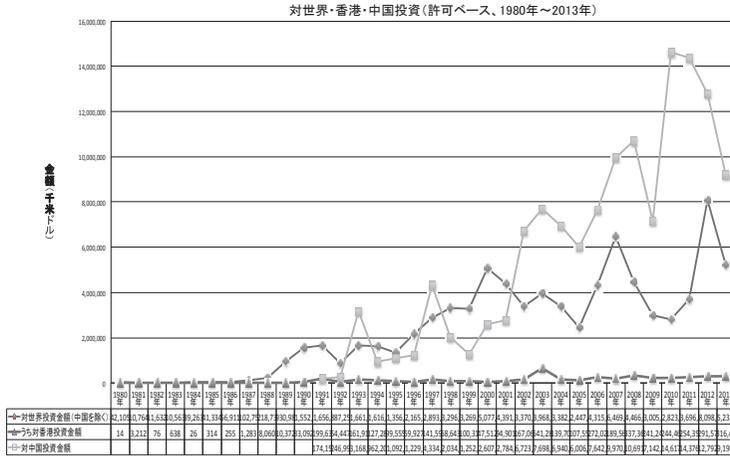
1) 郭正亮「兩岸三通の政治邏輯」『東吳政治学報』第10号、東吳大学人文社会学院政治学系、1999年9月、69～70頁

2) 郭正亮、同上、85頁

3) 1996年に、李登輝の方針に従い、經濟部は具体的に、①資本金が6,000万台湾ドル以下の中小企業に累計投資金額の上限を適用しない、②1件当たりの投資金額は5,000万米ドルを超えてはならない、③中国への公共インフラやハイテク産業への投資を禁止するなどを内容として、許可、禁止、審査基準を作成し、対中投資の審査に当たる。

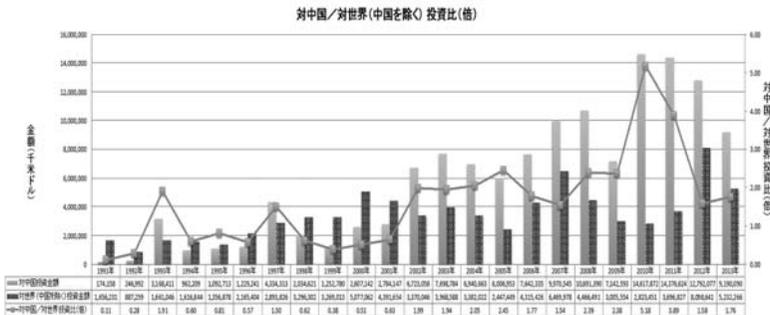
4) 「積極開放、有効管理」は、主として次のような内容からなっている。①中国への投資は「一般」と「禁止」に分類、②一件当たり5,000万米ドルの累計投資金額上限の撤廃、③投資禁止項目の明示。禁止対象でない製品や事業はすべて「一般」に分類して中国への投資を許可。また、企業の要望を勘案して定期的に製品や事業の見直しを実施。④「第三国経由」という従来の間接投資規程を撤廃し、中国への直接投資を開放。⑤累計投資金額の緩和、⑥一件当たりの累計投資金額が2,000万米ドル以下の場合、簡易審査を実施。それ以上の場合は、重要案件として審査を実施。⑦海外資本市場で調達した資金による対中投資金額上限を40%へ引き上げ。⑧台湾への資金還流を促進するために、中国投資累計金額から還流資金を差し引いて計算。⑨対中投資累計金額が2,000万米ドル超の企業または案件は、財務諸表や投資執行状況の定期報告、資金流動追跡の強化で、対中投資実施後の管理強化による財務透明性の確保。

太陽花（ひまわり）が訴えているもの



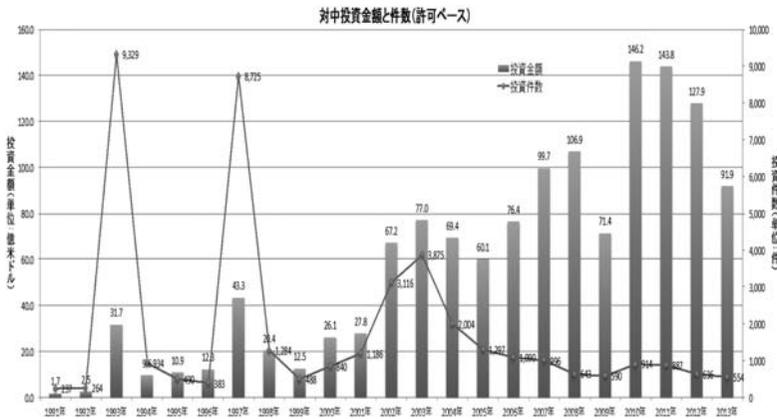
出所) 經濟部投資審議委員会「核備對外投資分區統計表」2014年5月、經濟部投資審議委員会「核准對中國大陸投資分區統計表」2014年5月より作成

図1 対世界・香港・中国投資の推移



出所) 經濟部投資審議委員会「核備對外投資分區統計表」2014年5月、經濟部投資審議委員会「核准對中國大陸投資分區統計表」2014年5月より作成

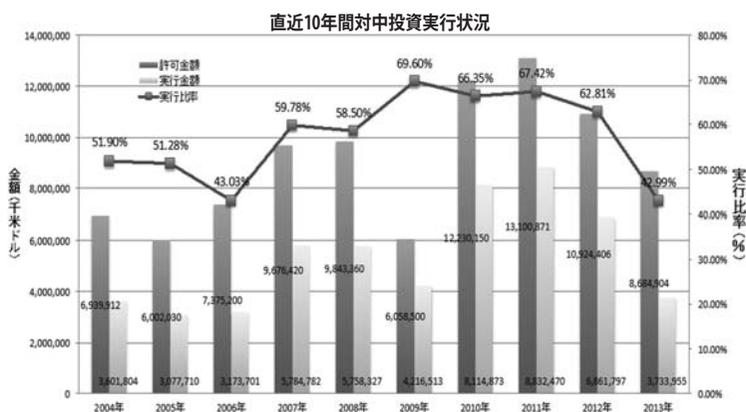
図2 対中国／対世界投資比の推移



出所) 行政院大陸委員会「兩岸經濟統計月報」第136期、2003年12月、26頁、及び同253期、2014年5月、2～9頁より作成

図3 対中国投資の金額と件数の推移

さらに、2004年以降の直近10年間の対中投資実行状況を見てみると、その実行率は、中国国内経済不振で2013年の許可金額、実行金額がともに著しく減少しているが、平均して57.37%と高い比率で対中直接投資が実行されていることがうかがえる。とりわけ、2008年9月のリーマンショックの発生にもかかわらず、その翌年の対中投資の許可金額と実行金額は、大幅に減少したが、実行比率は、この10年間でもっとも高く、69.60%にも達している（図4）。



出所) 經濟部投資審議委員会「核准对中国大陸投資分区統計表」2014年5月より作成

図4 直近10年間の対中投資実行状況

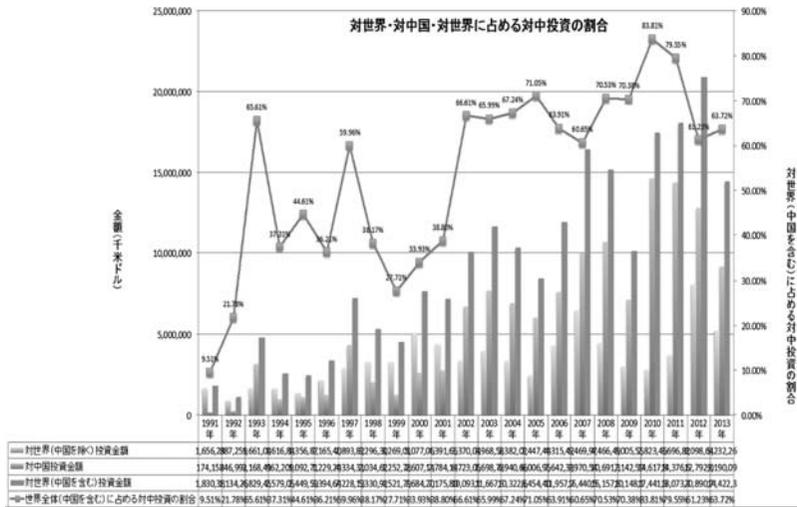
約20年の間、中国が台湾にとって最大の直接投資受入国、輸出先（これについては後述する）となったため、台湾の国家安全と将来を考えると、この状況は望ましいとはいえない。このため、陳水扁は2006年にこれまでにとってきた「積極開放、有効管理」政策を、「開放」によるリスクを効果的に軽減し、「管理」に重点を置く「積極管理、有効開放」へと政策を変更した。この新政策では「経済のグローバル化」、「国際化」という国家の戦略目標の実現を徹底させるとともに、「中国化」、「中国への依存」の回避も重要目標とするという⁵⁾。

しかし、高度成長を実現している中国が台湾企業の目には絶好のビジネスチャンスと映り、中国に対し投資をさらに強化したために、中国への経済依存度が一段と高まった。台湾政府のこうした政策旨趣とは裏腹に、それらの政策はほとんど実効性を持たないものとなった。さらに2008年に総統に当選した馬英九政権の対中一辺倒政策は、台湾企業による対中投資を鼓舞するように、世界全体に占める対中投資の割合が同年5月の総統就任とともに急増し、経済における中国依存型傾向をさらに加速させる（図5）。

これまでに検討してきたように、1979年の「米中外交関係」樹立後、中国は自国の経済復興や対台湾「統一工作」の一環として、台湾資本の誘致を進めた。それが功を奏したか、台湾政府が対中直接投資を認めた1991年から2013年までの対中投資許可金額だけでも、約1,340億

5) 行政院大陸委員会「兩岸經貿『積極管理、有効開放』政策説明」2006年1月2日

太陽花（ひまわり）が訴えているもの



出所) 經濟部投資審議委員会「核備对外投资分区統計表」、2014年5月、「核准对中国大陆投资分区統計表」2014年5月より作成

図5 対中投資の割合

米ドルにも達している。

1-2 中国による対台湾投資

台湾から中国への一方通行的投資に対して、2008年5月に発足した馬英九政権は、これまでの歴代政権の政策をさらに踏み込んで、「兩岸(中台)関係」の改善や「兩岸」の経済・貿易関係正常化の推進を図るために、中国資本の導入を重要政策とする⁶⁾。この政策のもとで、2009年4月26日に行われた、台湾の対中窓口の「海峡交流基金会」会長の江丙坤と中国の対台窓口の「海峡兩岸関係協会」会長の陳雲林との「第三次江陳会談」のなかで双方は中国資本による台湾投資に関する合意に漕ぎ着けた⁷⁾。

また、国务院台湾事務弁公室(以下、国台弁とする)主任の王毅は、同年5月17日に福建省アモイにて開催される第一回「海峡論壇」において、具体的に電子、通信、バイオ医薬、海上輸送、公共建設、流通、紡績、機械、自動車製造などの産業をあげながら、中国企業による対台湾投資を奨励・推進することを明確に発表した⁸⁾。

この両者合意を踏まえて、台湾政府は、台湾企業への影響を考量しながら、同年の6月30日に「台湾地区と大陸地区人民関係条例」の下に經濟部を所管省庁とする「大陸地区人民来台投

6) 行政院大陸委員会『開放陸資來台従事業投資政策説明』2009年6月、1頁

7) この会談では、この中国資本の対台投資問題の他、犯罪捜査・司法協力、金融協力、中台間の定期便運行についても合意を得ている。「第三次江陳会談」行政院兩岸交流主題網 (<http://www.ey.gov.tw>)

8) 海峡論壇官方网站「王毅主任在海峡論壇大会上的讲话(全文)」(http://www.taiwan.cn/hxlt/ltxc/200905/t20090517_898487.htm)

資許可弁法」および「大陸地区の営利事業による台湾子会社と事務所設置許可弁法」を公布した。同日に両規定を実施し、中国資本投資申請の受付を開始し、中国資本による対台湾投資が開放される。

台湾側の中国資本開放に対して、翌年の11月9日に中国は、国家發展改革委員会、商務部、国台弁共同で、計20条からなる「大陸企業による台湾地区への投資管理弁法」を発表した⁹⁾。

2009年6月の開放に伴い、台湾は第一階段として、中国企業に対し製造業、サービス業、公共建設の3分野にわたり計192業種を許可した。その後、2009年11月18日に「金融監査協力了解メモ」(MOU)と、2010年6月29日に「経済協力枠組み取り決め」(ECFA)を相次ぎ締結した。これらの取り決めの発効を受け、台湾側はさらに銀行、保険、証券、スポーツサービス業などを許可項目に追加した。2011年7月に第二段階の開放では、42項目を追加許可とした。この開放のなかに、従来の伝統産業から一步踏み出し、台湾の先端産業である集積回路製造、半導体パッケージング・テストサービス業、液晶パネルなどが含む。

第一と第二段階の開放においては、製造業の89項目、サービス業の138項目、公共建設の20項目、計247項目にも達した。その後、関係法律・条例等の修正により、2012年3月19日の第三段階開放では、新たに製造業145項目、サービス業23項目、公共建設23項目を許可リストに計上した。3回にわたる開放で、開放項目は、製造業204項目、サービス業161項目、公共建設43項目、総計408項目に上っている¹⁰⁾。

2009年7月以降、台湾の經濟部投資審議委員会が許可した中国の直接投資は、開放初期において「台湾の産業や市場に関する理解が不十分」、「中国資本が魅力を感じる項目がない」、「申請手続きが煩雑すぎる」などの理由で、その件数と金額とも少なかったが、その後の投資許可項目の増加で2012年と2013年は、初期に比較して投資金額が急増し、一件当たりの金額も2.4百万米ドル～2.5百万米ドルに増大しており、大型投資案件が行われていると考えられる(図6)。

中国からの直接投資が認められた2009年7月から2014年5月末までの投資総件数が533件であり、投資総額が1,006百万米ドルとなっている¹¹⁾。その投資対象は、金額で見ると、卸売・小売、港湾、銀行、電子部品製造、金属製品、宿泊サービス、コンピュータ・電子・光学製品・情報・ソフトウェア、機械設備、紡績が上位を占めている(表1)。

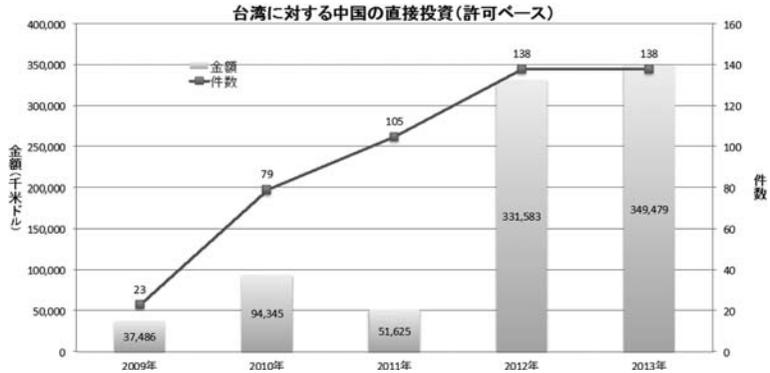
また、その投資形態をみると、投資件数では「会社の新設」がもっとも高く、一件当たりが約714千米ドルであり、投資金額では、台湾の既存企業への投資が一位で一件当たりの金額は、約4,690千米ドルに上る(図7)。

9) 本規定の第4条は台湾へ投資する条件を定めており、その第3項は、「兩岸関係の平和發展に役立ち、国家安全と統一に危害を与えないもの」となっている。

10) 行政院全球招商聯合服務中心「開放業別項目」(<http://investtaiwan.nat.gov.tw>)

11) 經濟部投資審議委員会「陸資來台投資分業統計表」『103年5月統計月報』2014年6月

太陽花（ひまわり）が訴えているもの



出所) 經濟部投資審議委員会「核准陸資來台投資統計総表」2014年5月より作成

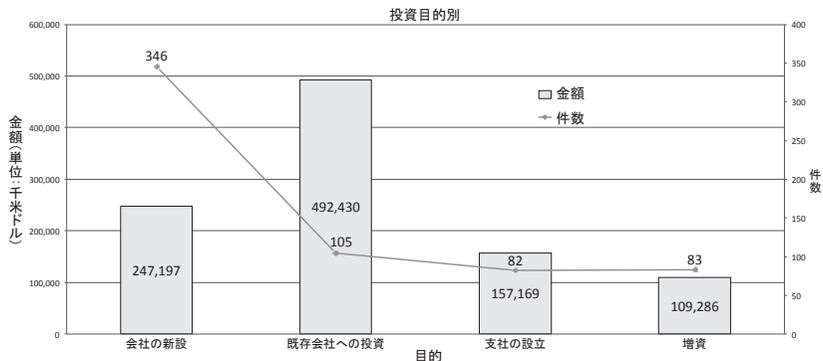
図6 台湾に対する中国の直接投資

表1 中国資本が投資する上位10業種

金額単位: 千米ドル

順位	業種	件数	割合	金額	割合	一件当たりの金額
1	卸売・小売業	315	59.10%	251,784	25.03%	799
2	港湾業	1	0.19%	139,108	13.83%	139,108
3	銀行業	3	0.56%	138,335	13.75%	46,112
4	電子部品製造業	38	7.13%	114,077	11.34%	3,002
5	金属製品製造業	4	0.75%	72,218	7.18%	18,055
6	宿泊サービス業	3	0.56%	64,913	6.45%	21,638
7	コンピュータ・電子製品・光学製品製造業	19	3.56%	57,327	5.70%	3,017
8	情報・ソフトウェアサービス業	26	4.88%	40,328	4.01%	1,551
9	機械設備製造業	24	4.50%	27,761	2.76%	1,157
10	紡績業	1	0.19%	17,784	1.77%	17,784

出所) 經濟部投資審議委員会「103年5月份核准僑外資投資、陸資來台投資、国外投資、对中国大陸投資統計月報」2014年5月

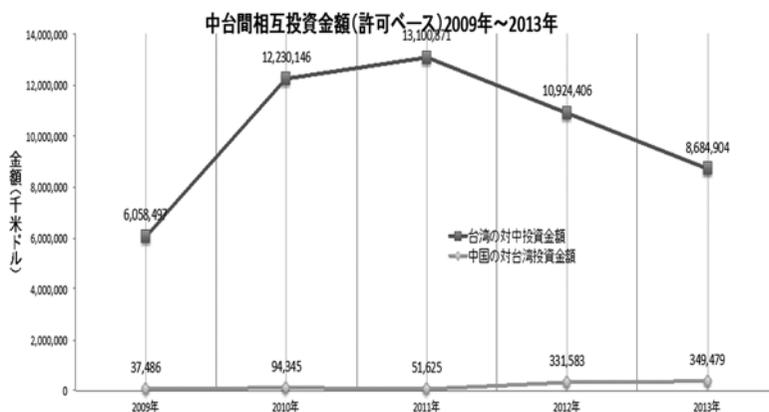


出所) 經濟部投資審議委員会「103年5月份核准僑外資投資、陸資來台投資、国外投資、对中国大陸投資統計月報」2014年5月より作成

図7 中国資本の投資目的

上述したように、1980年～1990年の承認されていない投資や第三国を迂回した投資を除いても、1991年に台湾政府が台湾企業による対中直接投資を認めてから、その投資総額だけでも2013年まで約1,340億米ドル（許可ベース）にも達している。台湾政府が中国資本による直接投資を認めた2009年～2013年の中台間の相互直接投資金額（許可ベース）を比較すると、中国への台湾側の投資総額は、中国側による対台湾投資総額を遙かに上回っている（図8）。

2009年6月に台湾政府が中国からの直接投資を許可してから、中国の対台湾投資金額をその対外投資総額と比較してみると、その金額はごくわずかである（表2）。



出所) 經濟部投資審議委員会「核准陸資來台投資統計総表」、「核准对中国大陸投資分區統計表」2014年5月より作成

図8 中台間相互の直接投資

表2 中国の対外投資総額と対台湾投資金額の比較

金額単位：億米ドル

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
中国の対外直接投資	565.2	688.1	746.5	878.0	1,078.4
中国の対台湾投資	0.4	0.9	0.5	3.3	3.5

出所) 中国国家统计局国家数据 (<http://data.stats.gov.cn>)、中国商務部「2013年度対外直接投資統計月報」2014年9月9日、台湾經濟部投資審議委員会「核准對中國大陸投資分區統計表」2014年5月より作成

2 中台間貿易動向

2-1 台湾の対中国貿易依存度の推移

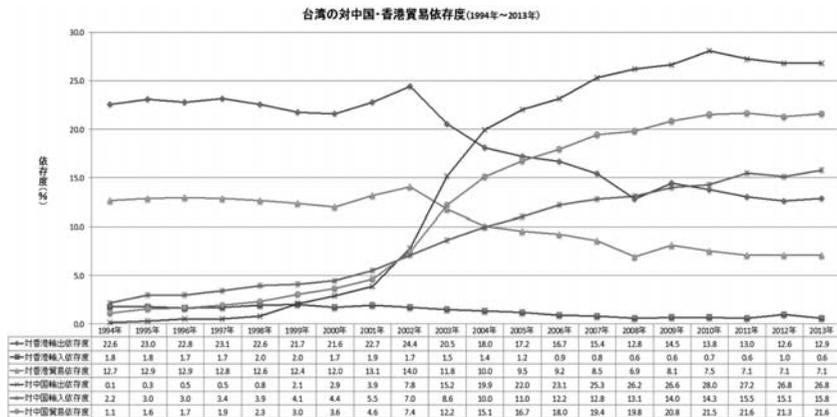
従来、台湾から中国への輸出入は、1980年代の対中投資と同様に直接貿易が認められていないため、ほぼ「香港経由」という「三角貿易」形態で行われてきた。こうした貿易形態のもと、特に輸出に関しては、対香港輸出依存度が20%を超えていた。しかし、2002年に台湾政府が対中直接貿易禁止を撤廃し、対中直接輸出が可能となるため、この年度を境に香港輸出が低下し、中国への直接輸出が急増する状況が定着した。2003年において対中国・対香港の貿易依存度が逆転し、翌年では対中国・対香港の輸出依存度も同様の変化を見せている（図9）。

太陽花（ひまわり）が訴えているもの

確かに香港経由貿易の重要性は低下したが、前述したように、2001年の陳政権の「積極開放・有効管理」への政策変更で対中投資の増加とともに、中国と香港への輸出依存度を合わせてみると、2002年に初めて32.2%の大打に達した。近年、それがほぼ40%台で推移している。

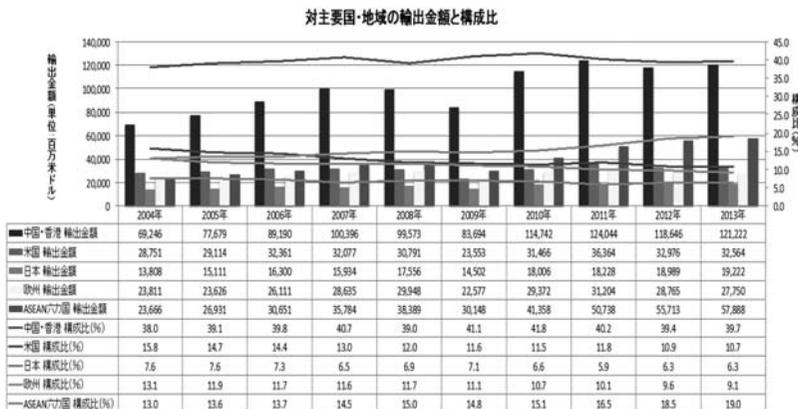
2004年以降の直近10年間の台湾の主要輸出相手国・地域の輸出金額と全体に占める比率の変化をみると、ASEAN六カ国に対する輸出が順調に増えているが、対中国・香港輸出金額と比率は、米国、日本、欧州、ASEAN六カ国の金額と比率を顕著に上回っている。また、台湾の対中国・香港輸出金額は毎年、ほぼ増加しながら、その比率が全体の35%～42%と高い比率を維持している。こうした傾向は、輸出面において中国・香港が台湾の最大相手国であるとともに、台湾の対中国・香港の輸出依存度の高さを示している（図10）。

他方、台湾の主要輸入国・地域の輸入金額と構成比の変化をみると、2004年には、中国・香港



出所) 行政院大陸委員会『兩岸經濟統計月報』236期、2012年12月、2-2頁、同左、253期、2014年5月、2-2頁より作成

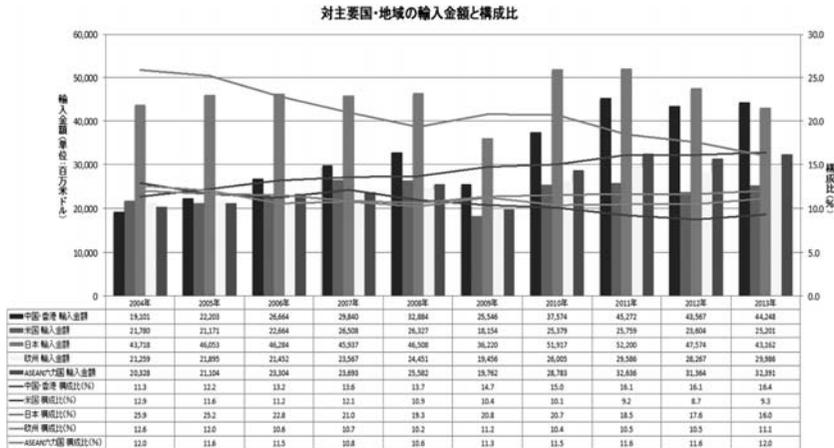
図9 台湾の対中国・香港貿易依存度の推移



出所) 財政部統計処『103年8月進出口貿易月報』2014年9月より作成

図10 台湾の対主要国・地域の輸出金額と比率

からの輸入構成比が11.3%であり、第二の輸入国の米国と拮抗するが、最大輸入相手国の日本の構成比の半分にも満たなかった。しかし、2005年に中国は米国に取って代わり台湾第二の輸入国になり、そして、2013年にこれまでに台湾にとって最大の輸入相手国である日本と入れ替わり初めて台湾最大の輸入国となった(図11)。また、この年に、中国は輸出入とも台湾最大の貿易相手国にもなった。



出所) 財政部統計処『103年8月進出口貿易月報』2014年9月より作成

図11 台湾の対主要国・地域の輸入金額と比率

2-2 中国の対台湾貿易依存度

一方、図12の通り、輸出における中国の対台湾依存度は、1994年～2013の20年間ほぼ安定して2%台で推移している。また、台湾から輸入依存度は、2002年の12.9%をピークにその後ほぼ低下し続けており、2013年にそれが前年に比べて若干上昇して8.0%となったが、1994



出所) 行政院大陸委員会『兩岸經濟統計月報』236期、2012年12月、2-2頁、同左、253期、2014年5月、2-2頁より作成

図12 台湾の対中国・香港貿易依存度の推移

年の12.2%よりも4.2%減少した。さらに対台湾貿易依存度は、対台湾輸入依存度と同様に2002年の7.2%を最高に、それ以降引き続き下方へ傾き、2013年にわずかに高まり4.7%に回復したが、1994年の6.9%に及ばない。

3 台湾企業の「国内受注・海外生産」

台湾と中国の経済関係の進展は、これまでに検討してきたように、中国が今日、台湾にとって最大投資国ばかりでなく、最大の輸出入相手国にもなっている。中国に進出する台湾企業は、廉価な人件費や中国政府の広範に及ぶ優遇措置の提供、現地の市場規模等で積極的に事業活動を行ってきた。

こうした背景で、多くの台湾企業は、台湾で受注し、コストの安い中国工場で生産をして完成した製品を第三国に輸出したり、現地での利活用・消費に提供する事業モデルでビジネスを拡大してきた。このため、台湾国内での受注高が増加しても、台湾の輸出増に結びつかず、また就業者数の増加にもつながらない深刻な問題を将来している。

2004年～2013年の10年間に、電子製品、情報通信機器など各主要産業の受注高は概して順調に伸びているが、海外生産比率も高くなる傾向にある産業もある。とりわけ、コンピュータや通信機器などの情報通信製品、電機製品のように7割以上の製品を海外で生産する産業もみられる。この10年間の各年の平均海外生産比率は、2004年の28.74%から2013年の38.97%に増大している（表3）。

表3 主要産業別受注高と海外生産比率

金額単位：百万米ドル

年度	合計		化学製品		プラスチック・ゴム		繊維製品		基本金属		電子製品		機械		電機製品		情報通信機器		精密機器・計器	
	受注高	平均海外生産比率(%)	受注高	平均海外生産比率(%)	受注高	平均海外生産比率(%)	受注高	平均海外生産比率(%)	受注高	平均海外生産比率(%)	受注高	平均海外生産比率(%)	受注高	平均海外生産比率(%)	受注高	平均海外生産比率(%)	受注高	平均海外生産比率(%)	受注高	平均海外生産比率(%)
2004	174,473	28.74	9,028	20.21	12,128	12.84	13,250	18.97	20,083	11.76	47,028	29.55	12,221	25.39	8,910	39.81	40,294	60.71	11,530	39.40
2005	211,147	35.02	10,998	27.55	14,926	15.69	13,351	20.21	21,679	15.49	57,188	37.05	13,291	31.30	13,908	48.10	50,176	73.01	15,630	46.79
2006	249,206	35.99	13,276	32.93	16,145	15.56	12,895	21.21	24,564	13.80	68,821	36.02	13,967	27.54	17,157	52.65	61,735	76.48	20,645	47.76
2007	292,398	36.09	16,220	26.04	19,072	13.81	12,696	20.06	28,389	13.99	79,466	43.60	15,728	23.74	17,956	52.27	74,950	84.29	27,921	47.05
2008	300,593	35.71	18,825	19.51	19,957	15.63	11,694	20.16	28,110	13.65	82,094	47.05	14,648	23.26	16,926	49.74	79,855	85.05	28,485	47.36
2009	277,615	35.23	15,431	11.05	18,197	15.10	9,793	22.00	21,226	10.23	78,205	44.50	10,485	24.84	16,768	53.42	79,323	81.85	28,187	54.06
2010	357,622	38.49	21,780	20.17	23,636	18.62	11,504	21.77	27,137	14.45	99,345	49.46	16,122	21.91	20,811	58.60	100,588	84.82	36,699	56.62
2011	380,554	39.50	24,603	20.45	25,485	18.84	13,418	21.12	30,652	16.83	101,908	52.27	20,849	20.15	17,892	62.36	109,029	83.57	36,718	59.94
2012	379,056	39.92	23,258	20.57	24,893	18.70	13,069	23.41	28,701	16.65	103,346	52.36	20,645	18.70	17,568	67.84	110,563	84.56	37,012	56.51
2013	380,303	38.97	22,913	19.64	23,980	14.97	13,043	24.29	27,435	15.46	106,007	50.66	20,079	16.49	16,218	69.03	116,191	87.33	34,437	52.89

出所) 經濟部統計処資料より作成

こうした「台湾受注・海外生産」の実態を把握するために、經濟部統計処は2010年度から毎年台湾企業に対して実態調査を実施し、その結果を公表している。2010年度から台湾企業全体の海外生産比率がすでに50%を超えており、2013年度においては、51.50%にも達している。そのうち、中国・香港での生産が海外生産全体の43.82%（2010年）、46.83%（2011年）、47.36%（2012年）、47.10%（2013年）を占めている（表4）。同調査結果も「海外生産」が「中

表4 主要製品の地域別生産比率

単位：%

		総計	台湾	海外生産比率	中国・香港			欧米地域
					中国・香港	ASEAN 6カ国	その他の アジア地域	
総計	2010年度	100.00	49.57	50.43	43.82			4.66
	2011年度	100.00	49.48	50.52	46.83	1.41	1.65	0.55
	2012年度	100.00	49.09	50.91	47.36	1.31	1.59	0.58
	2013年度	100.00	48.50	51.50	47.10	1.40	1.60	1.30

出所) 經濟部統計処『99年外銷訂單海外生産実況調査報告提要分析』2010年5月、2頁、『100年外銷訂單海外生産実況調査報告提要分析』2011年5月、3頁、『101年外銷訂單海外生産実況調査報告提要分析』2012年5月、5頁、『101年外銷訂單海外生産実況調査報告提要分析』2013年5月、2頁、『102年外銷訂單海外生産実況調査報告提要分析』2014年5月、3頁より作成

国・香港」を意味することを示している¹²⁾。

4 中台経済協力枠組み協定 (ECFA) の締結

台湾は2002年1月1日に、「台湾・澎湖・金門・馬祖独立関税地域」名義で世界貿易機関 (WTO) 加盟を実現したが、他国との自由貿易協定 (FTA) の締結は、外交関係のあるパナマ、グアテマラ、ニカラグア、エルサルバドル、ホンジュラスの中南米の5カ国のみである。日本、韓国、ASEAN地域、米国、EUなど主要貿易相手国・地域との締結計画は、中国の強烈な反対に遭い、実現の見込みが極めて低い。こうした「孤立」から脱却するために、中国とのECFA締結により、馬英九政権は、中国との経済交流を深めつつ、困難である重要国とのFTA締結交渉が容易になるのであろうという意図で、中国とのECFA締結交渉に踏み切った。

交渉の末、ECFAが2010年9月21日に発効した¹³⁾。ECFAの施行に伴い、2011年1月1日より3年3段階に分けて早期に関税を引き下げる (アーリーハーベスト) 物品項目規定により2011年～2013年の3年間に、台湾側が中国からの物品輸入に対して関税減免金額が1.41億米ドルであり、中国が台湾に対する減免金額が14.22億米ドルに上っている¹⁴⁾。アーリーハーベスト対象の物品関税減免においては、台湾の539項目が、中国の267項目が対象となっている。台湾から中国への輸出金額が中国から台湾への輸出金額を大幅に上回っているために、中国に対して減免した関税の約10倍多い関税減免を台湾側が中国から受けている。

12) 經濟部統計処『99年外銷訂單海外生産実況調査報告提要分析』2010年5月、2頁、『100年外銷訂單海外生産実況調査報告提要分析』2011年5月、3頁、『101年外銷訂單海外生産実況調査報告提要分析』2012年5月、5頁、『101年外銷訂單海外生産実況調査報告提要分析』2013年5月、2頁、『102年外銷訂單海外生産実況調査報告提要分析』2014年5月、3頁

13) 本協定は、計5章16条と5つの付属文書からなる。双方の企業と国民がECFAによる利益を早期に享受できるように、この協定ではアーリーハーベストに関する規定が設けられている。その金額比例は、1:4.84であり、項目比例では、1:2.02となっているため、台湾側に有利であるとされる。また、関税の減免においては、2011年1月1日より3年3段階に分けて引き下げ、最終的に関税がゼロにするとされている。

14) 經濟部「海峽兩岸経済合作架構協議 (ECFA) 執行情形」(<http://www.ecfa.org.tw>)

台湾と中国の貿易関係を規定するECFAのもとに、2012年8月9日に、投資紛争解決や損失請求・補償、人身保護などを目的とする「海峡兩岸投資保障促進協議」¹⁵⁾（投資保護・促進協定）が中台双方の窓口の代表者によって調印され、2013年2月1日に発効した。

さらに、同枠組みのもとに、計4章24条と2つの付属文書からなる「海峡兩岸服務貿易協議」（サービス貿易協定）が双方の窓口機関の間に2013年6月21日に署名締結された。

「サービス貿易協定」に引き続き、2014年9月10日に「海峡兩岸貨品貿易協議」（物品貿易協定）についての交渉が開始した。最後となるこの協定の発効で中台間経済関係に係る規定がすべて完成する。

ECFAという中台間経済関係展開のフレームワークの締結、これを中心とする「投資保護・促進協定」、「サービス貿易協定」、「物品貿易協定」の相次ぐ交渉や調印で、台湾と中国の経済関係がより緊密になる。その結果、これまで検討してきたように、すでに高いレベルに達している中国への経済依存度がこれ以上高まり、台湾が中国経済のなかに組み込まれる危険が増幅する。

II 学生運動の勃発

こうした馬英九政権による経済面での対中傾斜・一辺倒政策により、表面では「中台融和」や「中台対立の緩和」、「中台経済の一体化」という虚像が作り上げられる。しかし、それとは裏腹に、「台湾が『核心利益』である」と主張し、「台湾併合」を最終目的としている中国の台湾に及ぼす影響力がさらに強まり、そのため、「台湾独立」というか中国指導部の政策次第で台湾の「現状維持」も困難となる。

中国との経済交流強化を通じて、台湾企業、いわゆる「台商」は利益を得ている。しかし、企業利益より遥かに重要である台湾の独立性、自主性、安全性の維持・向上を実現しながら、中国との経済交流における利害得失のバランスを巧妙にとることは台湾政府にとって最大課題である。したがって、国家や国民の将来、幸福に決定的な影響を与える対中政策の策定や施行、監督においては、より高い透明性を確保する必要がある。

2014年3月18日の「太陽花学生運動」は、正しくその「透明性」の欠如によって台湾近代史上起きた重要な出来事である。ここでは、この学生運動の経緯について、台湾の主要新聞の記事や黒色島国青年陣線¹⁶⁾（以下、島青とする）の発表等を利用して政府や各政党、学生の主な動きを検討してみる。

15) 本協定は、計18条と1つの付属文書からなる。

16) 黒色島国青年陣線 (<https://zh-tw.facebook.com/Islandnationyouth>)

- 2010年6月29日
中国・重慶市にて、海峡交流基金会（台湾の対中国窓口機関）と海峡兩岸關係協會（中国の対台湾窓口機関）の代表者による「ECFA」の署名・締結。
- 同年9月12日
同協定が発効・施行。
- 2012年8月9日
ECFAの下位協定である「海峡兩岸投資保障及び促進に関する協定」を締結
- 2013年6月21日
「サービス貿易協定」を締結。本協定は4章24条2付属文書からなる。
- 同年9月5日
島青がソーシャルネットワークワーキングサービスのFacebookに登録。
- 同年9月8日
島青成立宣言（「島青Facebook」）。
- 同年9月30日
島青による立法院前での抗議活動（「島青Facebook」）。
- 同年10月10日
島青による凱達格蘭大道での抗議活動（「島青Facebook」）。
- 同年11月3日
「国共論壇」開催前、「協定に関する交渉は公開できない」との馬英九総統に発言に対して、「公開可否の問題でなく、それが民意に合うかどうかの問題である」と島青が反論し、さらに国会の意見を聴取しないのは、「ブラックボックス的な作業」であると主張しながら、サービス貿易協定交渉のやり直しを要求（「島青Facebook」）。
- 同年12月19日
公民覚醒連盟は、「サービス貿易協定が分からない」が38.1%、「同協定は分かるが支持しない」が60%というネットアンケート調査の結果を発表（中央通信社¹⁷⁾、2013年12月19日付）。
- 2014年3月6日
経済部長・張家祝が「サービス貿易協定についての再協議はあり得ない」と発言（中央通信社、2014年4月6日付）。
- 同年3月12日
経済部次長が「同協定が立法院での審議遅れにより、現在FTA交渉をしている複数の国が静観の姿勢に変わった。現時点の状況から判断すれば、それらの国々との交渉機会がさらに少なくなった」と発言（中央通信社、2014年3月12日付）。

17) 中央通信社（<http://www.cna.com.tw>）

- 同年 3 月 13 日

立法院内政委員会等 8 常設委員会にて同協定を審議。採決に至らず（中央通信社、2014 年 3 月 13 日付）。

- 同年 3 月 17 日

立法院内政委員会等 8 常設委員会にて同協定の審議を再開。審議中、与野党立法議員による「身体衝突」が発生。

国民党所属の立法委員・紀国棟が騒音測定器で会議室の騒音を測定したところ、測定値表示窓にジェット旅客機が離陸時の 110db に近い値 104db が表示される。

国民党所属の内政委員会招集委員・張慶忠は、「サービス貿易協定が委員会に提出されてから 3 か月も過ぎているため、審議終了と見なし、立法院に送付する」と発言し、引き続き「散会」と宣言。その過程の所要時間はわずか 30 秒（以上、中央通信社、2014 年 3 月 17 日付）。

島青は Facebook で、翌日の 18 日の午前 10 時 30 分より立法院周辺の 3 箇所での座り込みを呼びかける（「島青 Facebook」）。

議事結果について、野党の民進党主席・蘇貞昌が「憲法違反、民主主義破壊、与野党間の事前協議に違反」と強く批判。また、サービス貿易協定に反対する民間団体も同様に反対声明を発表するとともに、昨晚からの立法院前で座り込みストライキは馬英九総統が「逐条審査・十分に討論」という要求に応えるまでやめないと宣言（『自由時報』、2014 年 3 月 18 日付）。

- 同 3 月 18 日（立法院占拠 1 日目）

夜 9 時頃、林飛帆と陳為廷をリーダーとする、約 200 名の学生が警察の警戒線を突破して議場占拠に成功。「交渉過程が不明（ブラックボックス的作業）であるサービス貿易協定反対行動宣言」を発表。

民進党蘇主席は、立法院長・王金平に対して、「立法院議場内への警察導入を認めないでほしい」と要望。

警察による排除行動実施を回避するために、民進党所属の立法委員が議場入口を封鎖し、また、外部から送られてきた物資をリレーで議場内に搬入。

約百名の弁護士が無償奉仕で学生らに法律サービスを提供。

王立法院長は、3 月 17 日の審議結果について「昨年の 6 月 25 日に自分の主催した与野党間協議で、条文と同協定の特定承諾リストについて『逐条審査・逐条採決』を取り、審査に通過しないものは効力を生じないという合意に違反」と厳しく批判（以上、『自由時報』、2014 年 3 月 19 日付）。

- 同年 3 月 19 日（2 日目）

「ネット世代」に属する学生らは、Facebook に登録の「黒色島国青年陣線」と「反黒箱服貿協議」を利用してリアルタイムで議場内の状況を逐一に生中継形式で外部に公開する。また、18 日の議場占拠後、一台の iPad を使って内部の様子をテレビ中継と同様に、オンラインで克

明に生放送を行う。CNNのサイトにもスペシャルページを開設¹⁸⁾。

政府側は、「サービス貿易協定」の撤回はしない立場を堅持すると発表（以上、『蘋果日報』¹⁹⁾、2014年3月20日付）。

- 同年3月20日（3日目）

19日の夜、学生たちの行動への支持を表明するために、ある生花店の経営者が約千本の「太陽花」（ひまわり）を現場に届ける。これを見て、リーダーの陳為廷は、「向光性という性質を持つひまわりが『黒箱サービス貿易協定』を明るく照らし、台湾の将来がひまわりのように太陽へ向かうと願う」と発言（『蘋果日報』2014年3月21日付）。

警察権を行使して学生たちを排除するかについて、王行政院長は、「学生の安全が最優先で、強制排除はしない。また、警察権行使の対象は立法委員であり、学生ではない」と言明。

議場内にある『民報』の技術者が1台のiPadで議場内の様子をオンラインで中継。ボランティアらの手による学生運動の要求を英語、フランス語、日本語、ドイツ語などの言語に翻訳。日本の「ニコニコ生放送」において、19日夜7時より議場での生中継を開始。「産経新聞」、「時事通信」がこの運動を取り上げてから、「2ch」や「FC2」、「Yahoo! Japan」においても掲示板が立ち上げられ、NHK、主要全国紙も取り上げる（以上、『自由時報』2014年3月20日付）。

- 同年3月21日（4日目）

憲法第44条の規定（総統による院際調停処理に関する規定）に従い20日の馬総統による調停招集に対して、王立法院長は、「協定審査は立法院内部の与野党紛争であり、憲法規定にそぐわないため、出席しない」という声明文を発表し、調停招集への出席を拒否。

民進党本部は、運動に参加する公職選挙候補者に対して選挙用の幟や旗の携行・掲揚の禁止を呼びかける（以上、『自由時報』2014年3月22日付）。

- 同年3月22日（5日目）

学生の要求は、1. 行政院がサービス貿易協定を撤回、2. 本会期において兩岸協議監督条例の通過、3. 馬総統本人による対応の3点である（「島青Facebook」）。

行政院・江宜樺院長による学生との対話はわずか15分で失敗に終わる。江行政院長は学生の「立法院占拠」や「サービス貿易協定の撤回」要求に批判（『蘋果日報』2014年3月23日）。

- 同年3月23日（6日目）

馬総統は、サービス貿易協定の紛争について記者会見を開催。会見中、「協定を撤回しない」、「学生の立法院占拠批判」などを発言。

夜7時35分頃、「サービス貿易協定を撤回、行政院を占拠」と叫びながら、一部の学生と民

18) CNN (<http://www.edition.cnn.com>)

19) 蘋果日報 (<http://appledaily.com.tw>)

衆が行政院を占拠。この事件に対して、江行政院長が警察に強制排除を命令（以上、『自由時報』2014年3月24日付）。

• 同年3月24日（7日目）

零時10分頃、完全装備の機動警察や特殊警察部隊による座り込み学生や民衆の実力排除を実施（『自由時報』2014年3月24日付）。

午前5時10頃、占拠9時間後、警察が行政院を奪還（『蘋果日報』2014年3月24日付）。

ひまわり栽培農家が大量のひまわりを無料で提供（『自由時報』2014年3月24日付）。

3月24日午前9時より、募金プラットフォームのflyingV²⁰⁾にて、ネット環境を利用できない人のために、真相を知ってもらう新聞広告掲載募金を決定。募金の第1段階では、『蘋果日報』と『自由時報』の広告掲載費用150万台湾ドルで、第2段階では、米国の『ニューヨークタイムズ』の広告費用約460万台湾ドルで、計633万台湾ドルを目標とする。募金開始35分後、第一段階の目標に達し、午前12時に3,495人の寄付で募金総額が670万ドルを突破（『蘋果日報』2014年3月25日）。

• 同年3月25日（8日目）

総統府スポークスマンが一方的に、「馬総統は、前提を全く設けず学生と対話したい」と発表。学生側は、それが総統府によるマスコミへの発表であると反論。

立法院の最新「議事公報」初稿では、3月17日の審議会については、「出席者数52人、定足数に達した」、「現場は混乱極まり」としか記載していない（『自由時報』2014年3月26日付）。



図13 『蘋果日報』2014年3月25日付朝刊に掲載した広告
出所) 黑色島国青年陣線 (<https://zh-tw.facebook.com/Islandnationyouth>)

20) flyingV (<http://www.flyingv.com>)

- 同年 3 月 26 日（9 日目）

国民党・馬英九主席は、中央常務委員会において「ブラックボックスの作業」（黒箱作業）との指摘に対して、サービス貿易協定の審査はこれまでにない厳正な姿勢で対処しており、そのような批判は当たらない」と発言（『自由時報』2014 年 3 月 27 日付）。

- 同年 3 月 27 日（10 日目）

学生リーダーの林飛帆と陳為廷は、Facebook で 3 月 30 日午後 1 時～7 時に、10 万人の参加者が黒系服装着用で凱達格蘭大道に集結するようと呼びかける。ここで改めて 4 つの要求、すなわち、1. 「サービス貿易協定」の撤回、2. 「兩岸協議監督」の法制化（同法を制定してから同協定を再審査）、3. 「公民憲政會議」の開催、4. 人民の要求に対する与野党の立法委員の回答、である。また台湾時間の 30 日午前 4 時～31 日午後 5 時に合わせて欧米、日本、オーストラリアなど 16 カ国の 45 都市で海外にいる台湾留学生による時差連係デモ活動の実施も決定（「島青 Facebook」2014 年 3 月 27 日）

民進党と台聯両野党は、学生の訴求を指示すると発表するとともに、学生の「330 行動」に呼応するよう呼びかける（『自由時報』2014 年 3 月 28 日付）。

- 同年 3 月 28 日（11 日目）

「330 行動」の総指揮・林飛帆は、全集会過程において「平和・非暴力」を最高原則とし、拒馬の破壊や警察との衝突は認めないことを発表。また、馬総統が 4 つの要求に同意すれば行動中止を考えると強調（『自由時報』2014 年 3 月 29 日付）。

江行政院長は「330 行動」について、記者会見の場で「サービス貿易協定の撤回と再交渉はすべきではない」、「兩岸協議監督の法制化については開放的態度で対応」を表明（『蘋果日報』2014 年 3 月 29 日付）。

- 同年 3 月 29 日（12 日目）

「Democracy at 4am」（朝方 4 時の民主）というタイトルで米国女性詩人のディキンソン（Emily E. Dickinson）の詩のなかの一文、「Morning without you is a dwindled dawn」（あなたのいない朝は暗澹な黎明だ）を引用する広告（図 14）を『ニューヨークタイムズ』国際版に掲載（「島青 Facebook」2014 年 3 月 29 日）。

- 同年 3 月 30 日（13 日目）

予定通り、午後 1 時に凱達格蘭大道集結行動が開



図 14 2014 年 3 月 29 日付の『ニューヨークタイムズ』に掲載する広告
出所) 黒色島国青年陣線 (<https://zh-tw.facebook.com/Islandnationyouth>)



図15 凱達格蘭大道での「330行動」
出所『蘋果日報』2014年3月31日付

始し、同7時40分にトラブルもなく解散。主催者側の発表では、参加者が50万人に達したという（図15）。また、24年前の「野百合学生運動」の参加者は、同日午後零時に同運動の集会地・中正記念堂自由広場に集合して「太陽花学生運動」をサポートする（『自由時報』2014年3月31日付）。

香港、日本、英国、スペイン、ドイツ、イタリア、カナダなど17カ国・49都市で同時に海外留学生による時差連係行動が開始（『蘋果日報』2014年3月31日付）

「学生運動の背後に民進党が存在する」と示唆する記事を掲載（『人民日報海外版』²¹⁾、2014年3月31日付）

• 同年3月31日（14日目）

暴力組織「竹聯幫」の元長老・張安樂（あだ名：白狼）が労働者団体と共同で記者会見を開き立法院奪還のために2000人を集めると表明したことについて、行政院は、いかなる団体による違法な方法による介入を認めないと警告。

総統府にて馬総統と業界団体の代表者の会見において、代表者らは、王立法院長に問題の解決に当たるように求めるとともに、馬総統に立法院に赴き直接に学生らとの直接対話を提案した（以上、『蘋果日報』2014年4月1日付）。

林飛帆は、馬総統が要求に回答をしなければ、学生らは絶対に議場から退去しないと強調（『自由時報』2014年4月1日付）。

21)『人民日報 海外版』「變了味兒的台灣反服貿」2014年3月31日付、人民網（<http://www.paper.people.com.cn>）

- 同年 4 月 1 日（15 日目）
立法院前において、張安樂が率いる約 1000 人の群衆は、学生らと衝突（『蘋果日報』2014 年 4 月 2 日付）
行政院は、明日「兩岸協議監督條例草案」が審査会議で通過すれば、立法院に送付すると発表（『自由時報』2014 年 4 月 2 日付）
- 同年 4 月 2 日（16 日目）
国民党は、「兩岸協議監督條例」が「サービス貿易協定」に適用しないと堅持（『自由時報』2014 年 4 月 3 日付）。
- 同年 4 月 3 日（17 日目）
王立法院長による第 6 回与野党協議が物別れ（『自由時報』2014 年 4 月 4 日付）。
馬総統と国家安全会議秘書長・金溥聰が王立法院長に対して、学生による議場占拠問題の解決を強く要求（『蘋果日報』2014 年 4 月 4 日付）。
- 同年 4 月 4 日（18 日目）
議場占拠は治安問題であるため、立法院長の同意を必要とせず立法院への通知のみで警察が議場に立ち入ることは可能だというマスコミの報道に対して、王立法院長は、「特に意見はないが、それが法制局の見解である」と説明（『自由時報』2014 年 4 月 5 日付）。
- 同年 4 月 5 日（19 日目）
監督条例については、行政院の「台湾地区與大陸地区訂定協議處理及監督條例法案」のほか、民進党の「台湾與中国締結協議處理條例法案」、立法委員個人、民間団体の法案など、計 9 つの草案が提出される（『自由時報』2014 年 4 月 6 日付）。
- 同年 4 月 6 日（20 日目）
十数名の与野党所属立法委員を率いて、立法院前の広場で王立法院長は、「兩岸協議監督條例」が成立するまで、「サービス貿易協定」に関する与野党協議を招集しない声明を発表。その後、議場内に入り、学生らに挨拶しながら退去を勧める（図 16）。



図 16 議場に入り、学生らと挨拶する王立法院長
出所) 黑色島国青年陣線 Facebook

王立法院長の「立法が先、サービス貿易協定の協議が後」という主張に対して、馬政権と国民党は、「全く寝耳に水」といい、「サービス貿易協定を撤回しない」、「立法と審議が同時進行」を堅持すると発表（『自由時報』2014年4月7日付）。

• 同年4月7日（21日目）

夜、立法院議場にて学生リーダーの林飛帆や陳為廷らは記者会見を開き、会見中、4つの要求について一定の成果をあげられたと、議場占領は段階的任務を完了したため、4月10日の午後6時に議場から退去することを発表した。同時に彼らも、議場からの退去が運動の終了を意味せず、今後、講演、集会、草の根運動、ネチズン（ネットワーク市民）運動、国会監督などの手段で「反サービス貿易協定運動」と「兩岸協議監督の法制化」運動を深化しながら「公民憲政会議」の推進を継続することを内容とする「守りから攻めに転じ、外に出て種を播く」（転守為攻、出関播種）声明を出す（『自由時報』2014年4月8日付）。

学生の退去を受け、同日夜、馬英九総統は、5点の声明を発表した。その中で、学生の議場退去を肯定すると同時に、王立法院長の「立法が先、協議が後」声明が政府のサービス貿易協定への同時審査との立場とは矛盾しないという（総統府「総統声明」²²⁾ 2014年4月7日）。

• 同年4月8日（22日目）

王立法院長が与野党協議を招集し、その中で今月の11日に議場にて本会議を開催し、7つのバージョンの兩岸協議監督条例草案を委員会に送付し審査してもらうことを決定（『自由時報』2014年4月9日付）。

議場の修復費用に関して、学生に賠償責任を負わせる意見がある中、王立法院長は、「心配することはない。我々が処理する」と述べる（『蘋果日報』2014年4月9日付）。

• 同年4月9日（23日目）

24年前の「野百合学生運動」の学生代表に接見した李登輝・元台湾総統は、今回の学生運動について目に涙を浮かべながら、「学生らは自分のために行動を起こしたわけでもなく暴民でもないの、何の罪があるのか、馬総統が自身で問題を解決しなければならない」と述べる。10日の議場退去に伴って、学生らは議場の掃除や原状回復に着手。また、ボランティアの技術者や職人が議場に入り、破損した議場内の備品の修繕や汚れた壁のペンキ塗りなどを開始（以上、『自由時報』2014年4月10日付）。

• 同年4月10日（24日目）

18:00に学生らは、議場退去に先立って全員議場内で深々と一礼し、ひまわりを手にして7日の声明通り議場占拠後の24日目（計：585時間）に退去を開始（図17）。立法院の外で待つ約3万人の群衆の出迎えを受ける。今回の学生運動の歌である「島嶼天光」（この島の夜明け）の斉唱で20:30頃に休止符を打つ（図18）（『自由時報』2014年4月11日付）。

22) 総統府 (<http://www.president.gov.tw>)



図 17 議場から退去する学生たち
出所)『蘋果日報』2014年4月11日付



図 18 立法院から退去する当日夜の集会
出所)『自由時報』2014年4月11日 (<http://www.ltn.com.tw>)

Ⅲ 「太陽花学生運動」が与える影響

ECFAの後続協定として、2013年6月に馬英九政権と中国双方で「サービス貿易協定」が締結された。同協定が2014年6月17日に立法院の内政委員会において、上述したように極度な混乱の中わずか30秒の審議で「可決」された。この一連の不透明な締結、審議過程に対して、学生らは「退服貿・捍衛民主」（サービス貿易協定を撤回せよ、民主主義を守れ）というスローガンを掲げて、台湾全国を震撼させた未曾有の「立法院占拠」事件を引き起こした。

この学生運動が台湾の今後の対中国関係、とりわけ両国間の経済関係に多大な影響を及ぼすと推知できる。また、支持度が9%台で推移し、残された任期が1年半の馬英九総統の指導力の急速低下は免れないであろう。

1 馬英九政権の対中政策の根底にあるもの

2008年5月に馬英九政権成立後、これまでの台湾政府の慎重な対中政策を一変して、積極的に中国との関係強化に舵を切った。

こうした馬政権の政策変化の根拠となるのは、いわゆる「九二共識」（92 コンセンサス）というものである。一方、中国側のいかなる対台湾政策の前提となるのは、「武力による統一」は放棄しないものの、「一つの中国」、「平和統一」、「一国二制度」、「92 コンセンサス」である。

馬政権のもとに、中国国民党と中国共産党が中台双方の融和状態の演出にシンボルとなるのが必要である。また、中国の妨害を受け、諸主要国・地域とのFTA交渉や締結が困難な台湾側は、中国とFTAに近い協定の締結で、今後のFTA交渉が容易になると期待する。中国にしても、台湾との経済関係をより緊密化することによって、「統一」の実現に一步近づけようとする。

ECFAは、こうした中台双方当局の思惑の一致で締結されたものだといえる。ECFAとそれ以降の「海峽兩岸投資保障和促進協議」（投資保護・促進協定、締結済）、今回の学生運動の導火線となった「サービス貿易協定」、2014年9月から交渉に入っている「物品貿易協定」はいずれも「92 コンセンサス」によるものである。

「92 コンセンサス」については、1992年当時の総統・李登輝、対中国交渉窓口機関の代表者・辜振甫、2000年～2008年の陳水扁前総統らは、その存在を直截に否定している。しかし、馬政権はその存在を認め、その内容について、「一中各表」、すなわち「一つの中国の実態については、中台双方が各自解釈する」とし、ここでの中国は「中華民国」であると主張している。

コンセンサスという以上、当然双方の認識や解釈、内容に相違がないはずである。しかし、中国の主張しているその内容は、「一中」のみであり、換言すれば「中国が一つであり、それが『中華人民共和国』を意味し、台湾は中国の一部である」ということである。

馬政権の解釈に対して、中国が認めないのは、当然至極である。こうして、双方の「92 コンセンサス」の内容に対する認識は根本から異なる。その意味で、皮肉的にも「コンセンサスがない」ことが中台双方の「コンセンサス」であると理解できる。双方にこうした認識の相違が存在するにもかかわらず、馬英九政権と中国はその不一致を棚上げして、内容が全く矛盾している「92 コンセンサス」を根拠に2008年以降の中台間交流を進めてきた。

1971年10月25日に開催された第26回国連総会の第2758号決議は、国連における中国人民共和国の法的権利の「回復（restoration）」のみを承認した²³⁾。しかし、「台湾が中華人民共和国の一部である」という中国の主張は承認されていない²⁴⁾。

23) “2758 (XXV). Restoration of the lawful rights of the People’s Republic of China in the United Nations”, 1976th plenary meeting, 25 October 1971. United Nations (<http://www.un.org>)

24) 2007年8月に、台湾の国連加盟申請について事務総長・潘基文が「台湾は中華人民共和国の一部である」と発言したことについて、米国・日本・カナダなどが相次ぎ異議を申し入れる。これにより、国連はこの表現を

本来双方の出発点に根本的な相違が存在するにもかかわらず、台湾にとって極めて「特殊な存在」である中国との活発な交流の拡大で生じる「中国の影響力の拡大」、「対中交渉過程の不透明性」、「中国との交流に関する監視メカニズムの欠如」などが歴然としている。これらの問題の重大性を無視しながら「台湾併合」を最終目標とする中国との交流深化に対して、台湾国内の不安視が高まり、今回の「サービス貿易協定」の不透明な審議で馬政権の対中政策への不信感が一気に噴出する。

2 「民意」に基づく対中政策

台湾は、経済的にも、軍事的にも急速に力を増してきた中国に慎重に対処しなければならない。しかし、馬政権が取ってきた対中政策は、中国が設定した大前提、すなわち「一つの中国」に基づき、「国民党」と「共産党」両党間の「密室決定」の結果であるといえる。民主国家としての台湾では、今回の学生運動で国民は覚醒し、今後の対中政策の策定や立法、実施、監督については、「民意」の反映、各段階の決定や全体のプロセスの透明性を強く求めると考えられる。

言い換えれば、台湾政府にとってこれからの対中関係の展開はすべて民意の監督下に行われなければならないことを意味する。同様に今回の学生運動は、独裁体制を取っている中国当局が従来のように「国民党」と「共産党」間の「国共内戦」、「国共合作」といった「歴史的因縁」で、国民党だけを相手に交渉すれば事足りるのではなくることを含意する。

その影響を示唆するのは、「サービス貿易協定」の再審査の前提となっている「監督条例」が未だ成立していないため、同協定の審査再開や成立の目処がつかっていない。昨年9月から交渉が進められている「物品貿易協定」も停滞している。

さらに従来の中国高官の訪台時の訪問先は主に国民党関係者、中国に進出している台湾企業、台湾北部の大都市を対象にしてきた。しかし、中国当局も今回の学生運動の結果を受けて、対台湾交流のあり方の再考を強いられていることを象徴する出来事が起きた。

中国「國務院台湾事務弁公室主任（閣僚級）」・張志軍が学生運動終了後、6月25日から3泊4日の日程で台湾訪問をした。この訪問では、従来の対象とは異なり、いわゆる「三中一青」、すなわち「中小企業・中低所得者・台湾中南部の住民・青年（若者）」他に、民進党との交流も展開した。

「太陽花学生運動」は、失政が続いている国民党政権への反発ともいえる。しかし、運動期間中、野党・民進党は、表立った直接的な行動には参加できず、所属の立法議員が議場入口に立ち警官隊の進入阻止、弁護士や医師らのボランティアの招集、党主席や立法委員、地方議会議員、

二度と使用しない。『日本経済新聞』2007年9月7日付夕刊。BBC中文網「美促UN勿用『台湾是中国一部分』」(<http://www.bbc.co.uk>)

黨員らによる座り込みへの個人参加など、側面からの支援に留まった。

このことは、現在の国民党政権だけでなく、2016年初頭の総統選挙で政権を取る可能性のある民進党にとっても、党意や特定の利害団体でなく、国家の安全、台湾の主体性、民意に基づく対中交渉が求められている。

近年、かつてない台湾と中国の緊密な交流について、米国前国務長官ヒラリー・クリントン（H. R. Clinton）は2014年6月に、台湾の雑誌のインタビューのなかで、長年の実務経験を踏まえて、台湾へ以下のようないくつかの問題を鋭く指摘しながら重要なアドバイスを与えている²⁵⁾。

1. 中国への依存度合いが深まれば深まるほど、台湾がますます弱体化する。
2. 中国と付き合いするとき、注意深く、利口に、機敏にならなければならない。
3. 経済面での対中依存が経済独立性の喪失を招き、政治の独立・自主性に多大な影響を与える。
4. 中国との関係の深化は、一部の団体に利益をもたらすが、それが台湾の長期利益と一致するかを熟考する必要がある。

クリントン前国務長官の忠告は、今日の台湾が直面している諸問題の核心を明確に突いている。中国が提供する経済的利益を追い求めることは、結局中国の術中に陥り、独立している台湾の存続危機を招来すると予見できる。

こうした意味で「民意」から遊離した「党意」で進められてきた、馬英九政権の「中国一辺倒」政策は、今回の学生運動によって完全に行き詰まったといえる。政権の末期を迎えた馬総統は残っている任期内に、「民意」とともに、クリントン元国務長官の忠告を念頭に置いた新しい対中政策の策定は困難であると考えられる。従って馬英九政権下に歪められた台湾・中国間の交流を匡正するのは、2016年に国民によって選出される次期政権に期待を託すことになるのであろう。

おわりに

1990年3月13日に、当時、総統・副総統の選出や憲法の制定・改正などを職責とする「国民大会」の国民代表が自ら職権拡大・歳費増加・任期延長を決定した。この国民代表のこの決定に対して不満を持つ学生らは、3月16日に中正記念堂の広場（現自由広場）に集結し、「国民大会の解散」、「臨時条款の廃除」、「国是会議の開催」、「政治・経済改革予定表の提出」を要求しながらハンストなどの抗議活動を展開した。「野百合学生運動」である。この学生運動は台湾社会全体を震撼させ、これを契機に国民の中から民主化を求める声が一挙に高まった。

25) 『商業周刊』第1389号、2014年6月30日、58～73頁

3月21日に第8代総統に当選した李登輝は、6月末に「国是会議」の開催を即時発表するとともに、同日夜に、総統府内で学生代表に接見した。翌早朝に学生らはハンスト、座り込みの中止を決め、緊迫していた学生運動は一滴の血も流さず平穏裏に終結した。

この「民意」に答えて、平坦な道ではなかったが、李総統は「民主化」のための改革を断行し、民主国家としての台湾の礎を築いた。

24年前に国家の将来を憂慮し「野百合学生運動」を惹起した若者の熱血やエネルギーは、台湾を変える力に昇華した。「太陽花学生運動」も同様に学生らが台湾の針路への懸念から発生したことである。結果的に「野百合学生運動」は、民主国家・台湾を実現させた。今回の学生運動は確実に台湾にとって一つのターニングポイントとなると考えられる。

しかし、若者のこの爆発したエネルギーを中台交渉に反映する知恵は、運動期間中の政府が示していた反応を見ると、現政権に求めるのは残念ながら、過酷なことである。